



インターネットの光回線の加入を電話で承諾したら契約したことになるって！

《相談内容》

大手電話会社の代理店から電話でインターネットの光回線の勧誘があった。今の業者より安くなるというので申し込みの承諾を伝えたと、契約内容の確認書が届いて、承諾したことになるって。契約書には記入していないので納得できない。解約できるか。

《アドバイス》

電気通信事業者が行う電気通信サービスの契約は、消費者の承諾があれば契約内容の書面を交付しなくても成立します。相談者には、その承諾が電話で成立していること、クーリング・オフの対象外だが、事業者によっては解約が可能な場合もあるので、業者に申し出ることを助言しました。

電気通信サービスには、割引キャンペーンなどが多く、すぐ契約してしまうことがあります。ですが、電気通信事業法にはクーリング・オフなどの規定がないので注意が必要です。また、契約書面の交付が義務付けられておらず、電話勧誘販売や訪問販売では、契約書面が交付

人権標語

(小学1年生の作品)

よわいものいじめはやめて ともだちいっしょに

消費生活の困り事はこちらへ
消費生活センター ☎0848・67・6410

相談員が、解決策を一緒に考えます。
とき 5日・6日を除く月～金曜日 9時～12時、13時～16時
ところ 市役所本庁5階
【巡回相談】
とき 9日(金)、16日(金)、23日(金) 14時～16時
ところ 本郷・久井・大和支所
申し込み 相談日の前日までに、消費生活センターまたは商工振興課(☎0848・67・6072)へ

されない場合が多くあります。その結果、消費者は誰と何を契約しているのか、契約後に確認できないこともあります。事業者によっては、無償で解約できる期間を設けているので、連絡してみましよう。事業者に相談しても解決しない場合は、消費生活センターに相談してください。



児童館へおいでよ！ 申し込み先 児童館(☎☎兼用0848・67・1123)

わいわいひろば
とき 8日(木)・9日(金)10時30分～11時30分
内容 リズム・ふれあい遊び
対象 未就学児とその保護者
定員 各20組
参加費 50円

リトミックランド
とき 15日(木)・16日(金)①10時30分～11時②11時15分～11時45分
内容 リトミック(音楽遊び)
対象 ①0歳児②15日＝1歳児、16日＝2～5歳児
定員 各15組 参加費 無料

茶の心～和親庵～
とき 17日(土)①10時15分～②11時15分～
ところ サン・シープラザ(4階)
内容 お茶のお点前
対象 3歳以上の子(未就学児は保護者同伴)
定員 各10人 参加費 250円

けん玉教室
とき 10日(土)14時～16時
対象 18歳以下の人(未就学児は保護者同伴)
参加費 無料
※希望者は直接児童館へ。

英語であそぼ
とき 16日(金)①15時～15時40分②15時50分～16時30分
ところ 市民福祉会館
対象 ①3～5歳児とその保護者②小学1～3年生
定員 各7人 参加費 100円

親子ストレッチ
とき 21日(水)①10時～10時45分②11時～11時45分
対象 ①0歳児②1～5歳児とその保護者
定員 各30組
参加費 無料

※いずれも申し込み先着順です。申し込み受け付けは、1日(木)10時からです。※開館時間は10時～18時です。月曜日は休館日です。